

新 旧 対 照 表

(新)

平成 31 年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第1条 ～ 第7条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第1 (第3条関係) 略

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	<u>(1) 新卒者</u> [看護師等養成所を卒業(准看護師を除く。)し、初めて就業する者、又は、卒業後の就業期間が1年未満の者] ㍑ 研修受講者1人当たり 205,000円/月 ㍑ 手当1人当たり <u>120万円/年</u>	看護師等(事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者へ雇用された者に限る。)が訪問看護師に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当(時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。)及び共済費(雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。)	(略)

(旧)

平成30年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

(趣旨)

第1条 ～ 第7条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第1 (第3条関係) 略

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	[新卒者：看護師等養成所を卒業(准看護師を除く。)し、初めて就業する者、又は、卒業後の就業期間が1年未満の者] 研修受講者1人当たり 205,000円/月 [新任者：看護師等の就業経験はあるが訪問看護に従事したことのない者] 研修受講者1人当たり 255,000円/月	看護師等(事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者へ雇用された者に限る。)が訪問看護師に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当(時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。)及び共済費(雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。)	(略)

	<p><u>(2) 新卒者フォローアップ</u> <u>[前年度に(1)の研修を修了した者で、フォローアップ研修等を受講する者]</u> <u>研修受講者1人当たり</u> <u>60万円/年</u></p> <p><u>(3) 新任者</u> <u>[看護師等の就業経験はあるが訪問看護に従事したことのない者]</u> <u>研修受講者1人当たり</u> <u>255,000円/月</u></p> <p><u>(4) 新任者(短期)</u> <u>[看護師等の就業経験はあるが訪問看護に従事したことのない者であって、一定の要件を満たす者]</u> <u>研修受講者1人当たり</u> <u>12,750円/日</u></p> <p><u>(5) 経験者</u> <u>[看護師等として訪問看護に1年以上従事した経験のある者]</u> <u>研修受講者1人当たり</u> <u>12,750円/日</u></p>	<p><u>(1)については、手当(時間外勤務手当及び期末、勤勉手当)を支給する。</u></p> <p><u>(5)については雇用先での勤務期間は含まれない。</u></p>
--	---	--

別表第2 (第5条-第7条関係) 略

別記 略

	<p><u>[経験者：看護師等として訪問看護に1年以上従事した経験のある者]</u> <u>研修受講者1人当たり</u> <u>12,750円/日</u></p>	<p>ただし、経験者の雇用先での勤務期間は含まれない。</p>	
--	---	---------------------------------	--

別表第2 (第5条-第7条関係) 略

別記 略